

尾張旭市選挙管理委員会（平成31年第7回）会議録

- 1 開催日時
平成31年2月25日（月）
開会 午後3時30分
閉会 午後4時
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員
委員長 日比野美次
委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充 書記 三浦一輝、
書記 竹内耕平
- 7 議題
（規程の改正）
第31号議案 尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について
（県議選関係）
第32号議案 投票所の指定について
第33号議案 期日前投票所の指定について
（市議選関係）
第34号議案 ポスター掲示場の区画数の決定について
第35号議案 投票所の指定について
第36号議案 期日前投票所の指定について
第37号議案 投票用紙の決定について
第38号議案 選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第7回選挙管理委員会を開催いたします。
-----	--------------------------------------

	<p>本日の議案は、公職選挙管理規程の一部改正関係、平成31年4月7日執行の愛知県議会議員一般選挙及び4月21日執行の尾張旭市議会議員一般選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましてこんにちは。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。第4回から第6回までの会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。第31号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第31号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、平成31年1月21日付けで桜ヶ丘東自治会会長及び松ヶ丘町内会会長の連名で投票所の変更に関する要望書が提出され、投票環境の向上に資すると判断できることから、要望があった旭前町六丁目を旭前城前投票</p>

	<p>区から桜ヶ丘投票区へ変更するものでございます。</p> <p>投票区の変更に該当する選挙人は、1月26日現在249人で、本議決を得ましたら3月1日の定時登録から変更します。なお、実際の運用は、4月7日執行の愛知県議会議員一般選挙となる予定です。</p> <p>第31号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第31号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第31号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第31号議案は可決されました。</p> <p>ここからは、愛知県議会議員一般選挙の議案になります。</p> <p>続きまして、第32号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第32号議案「投票所の指定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、平成31年4月7日執行の愛知県</p>

	<p>議会議員一般選挙の投票所を、尾張旭市公職選挙管理規程第8条により定められた21の投票区に下記のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更はございません。</p> <p>第32号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第32号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第32号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第32号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第33号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第33号議案「期日前投票所の指定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第6項の読替規定による同法第39条の規定により、平成31年4月7日執行の愛知県議会議員一般選挙の期日前投票所を尾張旭</p>

	<p>市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第 3 3 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 3 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 3 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 3 3 号議案は可決されました。</p> <p>ここからは、尾張旭市議会議員一般選挙の議案になります。</p> <p>続きまして、第 3 4 号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第 3 4 号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 1 4 4 条の 2 第 8 項の規定により設置するポスター掲示場の区画数について、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場に関する規程第 3 条第 1 項の規定に基づきまして、3 3 区画</p>

	<p>と定めようとするものでございます。</p> <p>なお、掲示場の形態は、規程で2段と3段の形が様式で定められており、それらに準じて設置すると規定しておりますので、今回は3段のものとし、上段右端を「1」とし順次下段へ「2」「3」とし、次いで左へ上段から下段に番号を付し、以後、同じ方法により33番までを配列するものでございます。</p> <p>第34号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第34号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第34号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第34号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第35号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第35号議案「投票所の指定について」、説明い</p>

	<p>たします。</p> <p>この案につきましては、平成31年4月21日執行の尾張旭市議会議員一般選挙の投票所を、尾張旭市公職選挙管理規程第8条により定められた21の投票区に下記のとおり指定しようとするものでございます。なお、先程の愛知県議会議員一般選挙と同じでございます。</p> <p>第35号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第35号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第35号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第35号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第36号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第36号議案「期日前投票所の指定について」、説明いたします。</p>

	<p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第6項の読替規定による同法第39条の規定により、平成31年4月21日執行の尾張旭市議会議員一般選挙の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第36号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第36号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第36号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第36号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第37号議案「投票用紙の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第37号議案「投票用紙の決定について」説明いたします。</p> <p>公職選挙法第45条第2項の規定により、地方公共団体の議会の議員の投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管</p>

	<p>理する選挙管理委員会が定めることとなっており、尾張旭市公職選挙管理規程第11条においてその様式が規定されております。</p> <p>また、同規程において投票用紙の色、様式については選挙の都度、選挙管理委員会において定めると規定されておりますので、平成31年4月21日執行の尾張旭市議会議員一般選挙において、点字投票によらない投票用紙の色を白、様式を下図のとおり片面印刷によるものと定め、規格を縦12.8cm、横8.0cmとするものでございます。併せて、点字投票による投票用紙の色をクリーム、様式を議案裏面の図のとおり定め、規格を縦12.8cm、横18.0cmとするものでございます。</p> <p>第37号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第37号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第37号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第 3 7 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 3 8 号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では第 3 8 号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法の改正に伴い、尾張旭市議会議員一般選挙で今回の選挙から頒布が可能となります選挙運動用ビラの関係になります。</p> <p>公職選挙法第 1 4 2 条第 7 項の規定により、選挙運動のために使用するビラには当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、証紙をはらなければ頒布できないとされており、また尾張旭市公職選挙管理規程第 3 4 条の 3 においてその様式が規定されております。</p> <p>また、同規程において選挙運動用ビラの地紋については選挙の都度、選挙管理委員会で定めると規定されておりますので、平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の尾張旭市議会議員一般選挙において、選挙運動用ビラ証紙の地紋を下図のとおり定め、色を青色、規格を縦 1.6cm、横 1.9cm とするものでございます。</p> <p>第 3 8 号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第 3 8 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第38号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第38号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。
事務局	○市長選挙の収支報告について ○市長選挙における速報値の誤りについて ○市長選挙における当選決定の異議申出について ○次回日程 平成31年3月1日（金）午前10時から 於：302会議室
委員長	本日の議題は、これで全て終了いたしましたので選挙管理委員会を閉じさせていただきます。